

大阪市環境影響評価専門委員会 次第

日時：令和5年12月11日（月）10時00分～

場所：ATCビルO's棟南館4階

大阪市経済戦略局 第2会議室（WEB併用）

議題

- 1 南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について（諮問）
- 2 咲洲東地区埋立事業環境影響評価方法書について（諮問）
- 3 その他

【資料】

- 大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿【資料1】
- 南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について（諮問）（写し）【資料2】
- 咲洲東地区埋立事業環境影響評価方法書（諮問）（写し）【資料3】
- 大阪市環境影響評価専門委員会部会構成【資料4】
- 大阪市環境影響評価専門委員会規則【参考】
- 南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書説明資料

【事前配付資料】

- 南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書
- 南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書要約書
- 南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書のあらまし
- 咲洲東地区埋立事業環境影響評価方法書
- 咲洲東地区埋立事業環境影響評価方法書要約書

大阪市環境影響評価専門委員会委員名簿

氏 名	現 職 名	専 門 分 野
相 原 嘉 之	奈良大学文学部文化財学科 准教授	日本考古学・文化財学
乾 徹	大阪大学大学院工学研究科 教授	地盤工学・地盤環境工学
梅 宮 典 子	大阪公立大学大学院工学研究科 教授	建築環境
貫 上 佳 則	大阪公立大学大学院工学研究科 教授	環境工学
亀 甲 武 志	近畿大学農学部水産学科 准教授	魚類生態学、生物資源保全学
近 藤 明	大阪大学大学院工学研究科 教授	環境工学
塩 見 康 博	立命館大学理工学部環境都市工学科 教授	交通工学・交通計画
竹 村 明 久	摂南大学理工学部住環境デザイン学科 准教授	空気環境計画
西 野 貴 子	大阪公立大学大学院理学研究科 助教	植物分類学
花 嶋 温 子	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 准教授	資源・廃棄物循環計画
藤 田 香	近畿大学総合社会学部総合社会学科 教授	環境経済学
山 口 弘 純	大阪大学大学院情報科学研究科 教授	情報ネットワーク学
山 本 浩 平	京都大学大学院工学研究科 講師	大気環境工学
吉 田 準 史	大阪工業大学工学部機械工学科 教授	振動・音響工学
若 狭 愛 子	京都産業大学法学部法政策学科 准教授	行政法
若 本 和 仁	大阪大学大学院工学研究科 准教授	都市計画、環境デザイン

※任期は令和4年8月1日から令和6年7月31日まで。

大環境第 e-542 号

令和 5 年 12 月 11 日

大阪市環境影響評価専門委員会

会 長 近 藤 明 様

大阪市長 横 山 英 幸

南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について（諮問）

標題について、環境影響評価法第 10 条第 2 項の規定により、令和 5 年 11 月 21 日付けで大阪府知事から環境の保全の見地からの意見について照会がありましたので、市長意見を述べるにあたり、大阪市環境影響評価条例第 37 条の規定により、貴専門委員会の意見を求めます。

大環境第 e-543 号
令和 5 年 12 月 11 日

大阪市環境影響評価専門委員会
会 長 近 藤 明 様

大阪市長 横 山 英 幸

咲洲東地区埋立事業環境影響評価方法書について（諮問）

標題について、大阪市環境影響評価条例第 10 条第 2 項の規定により、事業者
に対し、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べるにあたり、貴専門
委員会の意見を求めます。

大阪市環境影響評価専門委員会部会構成（敬称略）

部 会 名	専 門 委 員	連 絡 会 委 員 等
総 括	近藤 明 貫上 佳則 藤田 香 若狭 愛子	計画調整局計画部都市計画課長 環境局総務部企画課長 〃 環境施策部環境施策課長 〃 環境管理部環境管理課長 〃 〃 環境規制課長 〃 〃 土壌水質担当課長 大阪港湾局計画整備部計画課長
大 気 大気質 気 象（風害を含む） 地球環境	近藤 明 塩見 康博 山本 浩平	計画調整局建築指導部建築確認課長 健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境施策部環境施策課長 〃 環境管理部環境管理課長 〃 〃 環境規制課長 大阪港湾局計画整備部計画課長
水質廃棄物 水質・底質 水 象 地下水 土 壤 廃棄物・残土	乾 徹 貫上 佳則 花嶋 温子	健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境管理部環境管理課長 〃 〃 土壌水質担当課長 〃 〃 産業廃棄物規制担当課長 建設局下水道部水質管理担当課長
騒音振動 騒 音 振 動 低周波音	塩見 康博 吉田 準史	環境局環境管理部環境管理課長 〃 〃 環境規制課長 大阪港湾局計画整備部計画課長
地盤沈下 地盤沈下 地 象	乾 徹	環境局環境管理部土壌水質担当課長
悪 臭 悪 臭	竹村 明久	健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境管理部環境規制課長
日照阻害 日照阻害	梅宮 典子	計画調整局建築指導部建築確認課長
電波障害 電波障害	山口 弘純	都市整備局住宅部設備担当課長 〃 企画部設備担当課長
陸生生物 動 物 植 物（緑化） 生態系	西野 貴子	健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境施策部環境施策課長 建設局公園緑化部調整課長
水生生物 動 物 植 物 生態系	亀甲 武志	健康局総務部環境科学研究センター所長 環境局環境施策部環境施策課長 〃 環境管理部環境管理課長
景 観 景 観 自然とのふれあい活動の場	若本 和仁	計画調整局計画部都市景観担当課長 建設局公園緑化部調整課長
文化財 文化財	相原 嘉之	教育委員会事務局総務部文化財保護課長
大阪市環境影響評価専門委員会事務局		環境局環境管理部環境管理課

（令和 5 年12月11日現在）

大阪市環境影響評価専門委員会規則

平成10年 7月30日

規則第104号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第36条第6項の規定に基づき、大阪市環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 専門委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第3条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、専門委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議は、会長が招集する。

2 専門委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 4月 1日規則第83号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日規則第116号）抄

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。